

自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会自動運転企画分科会の
設置について

分科会等名：自動運転企画分科会

1	所属委員会名	自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	表記の課題別委員会の運営及び活動を円滑に進めるために、所属の会員・連携会員・特任連携会員により表記分科会を設置する。本分科会は、自動車の自動運転および関連する学術分野を俯瞰しつつ、関連する分科会やシンポジウムなどの企画行事などに関する事項を審議、決定するとともに、委員会が関わる諸活動を推進する。
4	審議事項	1. 自動車の自動運転及び関連分野の学術活動全般に関すること 2. 委員会の運営全般、分科会及び小委員会の設置・運営、関連の分科会やシンポジウムなどの企画行事の主催や後援に関すること
5	設置期間	平成30年〇月〇日～平成32年9月30日
6	備考	

●自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会設置要綱

平成30年2月22日
日本学術会議第260回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、内閣官房や内閣府等の政府機関における動きや、日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループの動きと連動しながら、長期的な視点から社会的課題を対象として幅広く社会と自動運転とのかかわりを分野横断的に審議する。

(組織)

第3 委員会は、30名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(分科会)

第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

<u>分科会</u>	<u>調査審議事項</u>	<u>構成</u>	<u>設置期限</u>
<u>自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会</u>	<u>1. 自動車の自動運転及び関連分野の学術活動全般に関すること</u> <u>2. 委員会の運営全般、分科会及び小委員会の設置・運営、関連の分科会やシンポジウムなどの企画行事の主催や後援に関すること</u>	<u>10名以内の会員又は連携会員</u>	<u>平成30年〇月〇日～平成32年9月30日</u>

(設置期限)

第5-4 委員会は、平成32年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第6-5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第7-6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成30年〇月〇日日本学術会議第〇〇〇回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。